

出雲市社会教育計画

～市民の多様な学び・活動を地域づくりへつなぐ～

令和4年（2022）3月 改訂

出 雲 市
出 雲 市 教 育 委 員 会

目 次

I	計画の基本的な考え方	
1.	改訂の概要	2
2.	計画期間	2
3.	本計画の位置づけ	4
4.	改定の背景	5
	(1)持続可能な社会への転換	
	(2)社会教育の必要性の高まり	
	(3)学校教育の変化	
	(4)社会教育をめぐる法律等の改正	
II	本市における社会教育の現状	
1.	市民の暮らしを取り巻く変化	8
	(1)人口減少地域の増加	
	(2)多様な個性や価値観への関心の高まり	
	(3)情報化による暮らしの変化	
2.	出雲市の社会教育行政の経緯	9
	(1)補助執行の変遷	
	(2)社会教育関係事業の担当課	
3.	社会教育の推進状況	11
	(1)コミュニティセンター	
	(2)スポーツ	
	(3)芸術文化	
	(4)図書館	
	(5)文化財	
	(6)青少年育成	
	(7)家庭教育支援	
	(8)生涯学習の推進と市民活動支援	
	(9)地域学校協働活動	
	(10)人権教育	
	(11)その他	
4.	本市の社会教育に求められること	15
	(1)暮らしの変化に対応した地域づくりの支援	
	(2)社会教育の視点を大切にされた事業の実施	
	(3)社会教育の場としてのコミュニティセンター機能の向上	
	(4)学校との連携による地域の教育力の向上	
III	社会教育の体系	
1.	基本理念	17
2.	基本目標	18
3.	目標達成のために期待する役割	18
IV	計画を進めるための基盤整備	
1.	社会教育を推進する体制の整備	20
2.	社会教育の視点の普及	20
3.	計画策定の基礎となる活動実態の把握	21
4.	社会教育を進める人材育成	21
	(1)コミュニティセンター職員の専門性の向上	
	(2)地域学校協働活動推進員のスキルアップ	
	資料	23
	社会教育計画策定委員会 委員名簿	32

I 計画の基本的な考え方

1. 改訂の概要

本市は、社会教育分野を市長部局で補助執行¹することにより、市民が主体となった学習活動やスポーツ活動が活発に行われ、市の施策と関連したイベントや取組も盛んである。こうした取組は、活力ある出雲市を支える重要な基盤の一つとなっている。一方で、少子高齢化が進み、一部地区では人口減少も著しく、地域の担い手不足が深刻化している。これまで地域社会を支えてきた自助・共助を低下させる要素が多くなり、今まで通りのやり方では、地域の維持が困難になり始めている。

このような中、市民一人一人が豊かな人生を送ることができる持続可能な地域社会となるために、市民の多様な学びや活動を地域づくりにつなぐことができる社会教育の力が求められている。

本市は、長く社会教育を市長部局で補助執行してきたことで、社会教育の活動の幅が広がり、数も増えたが、人づくり・つながりづくりの視点で事業を振り返ることは十分に行われてこなかった。そこで本改訂では、参加者同士の交流を促したり、次の活動につながる意欲を喚起したりしながら、共助社会²に向けた人づくりや地域づくりを意図した働きかけを行うこと、またそうした意図を持った運営の仕方を社会教育の視点³と呼び、これからの本市の社会教育・生涯学習を進める上での基本とした。

行政が行う事業や講座に社会教育の視点を取り入れ、これまでも続けられてきた市民による生涯学習や地域活動の成果を、個人の喜びや生きがいにとどめず、主体的に地域に関わろうとする人づくりやつながりづくりへと展開できるよう支援する。年齢、性別、国籍など様々な立場や価値観、個性を生かし、誰もが活躍できる持続可能な地域社会の実現をめざすため「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を基本とする社会教育が役割を果たせるよう本計画の改訂を行った。

2. 計画期間

本計画は、平成31年度(2019)から令和5年度(2023)までの5か年計画であり、今回の改訂は、中間年の見直しとする。

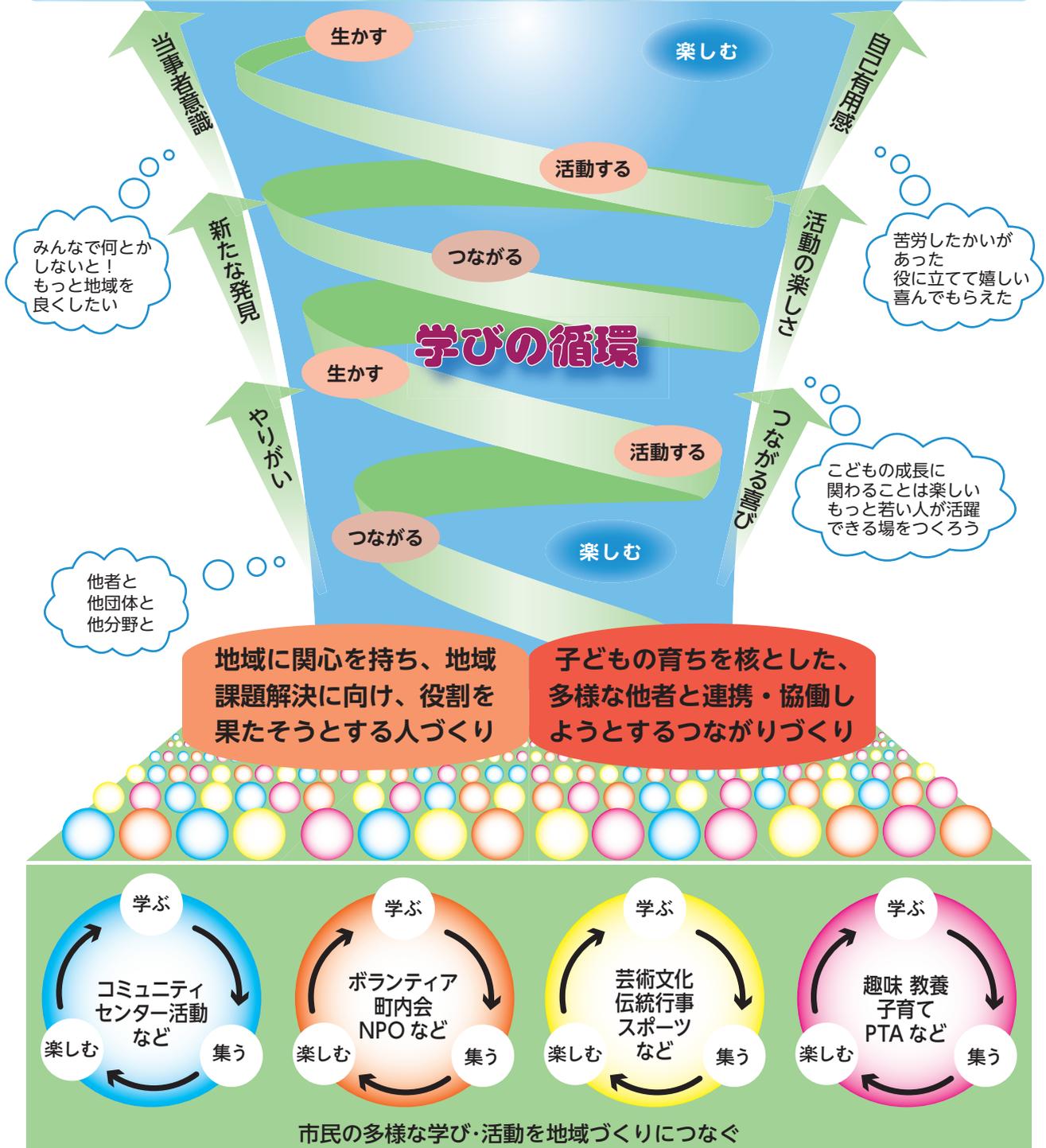
次期改訂までの2年間で「社会教育計画を進めるための基盤整備の期間」と位置づけ、行政内部の連携体制を強化し、社会教育の視点の普及とそれを担う人材育成を行うとともに、次期改訂で適切な評価指標を設定するための実態把握を行う。

¹ 地方自治法第180条の7の規定により、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して、市長部局の職員に執行させること。

² 個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会。

³ 参加者同士の交流を促したり、次の活動につながる意欲を喚起したりしながら、共助社会に向けた人づくりや地域づくりを意図した働きかけを行うこと、またそうした意図を持った運営の仕方。

個性を生かし誰もが活躍できる出雲



一つ一つの丸い点は、市民の活発な生涯学習活動・地域活動等を示しており、それらが、活力ある出雲を支える基盤の一つとなっている様子を示す。

それぞれの目的で行われているこれらたくさんの活動をつなぎ、子どもの育ちを支える活動や地域課題に向き合う活動などにつなげることで、学びの好循環を生む。地域課題に関心を持ち、多様な他者と連携・協働しながら、役割を果たそうとする人が増え、個性を生かし誰もが活躍できる出雲となる。

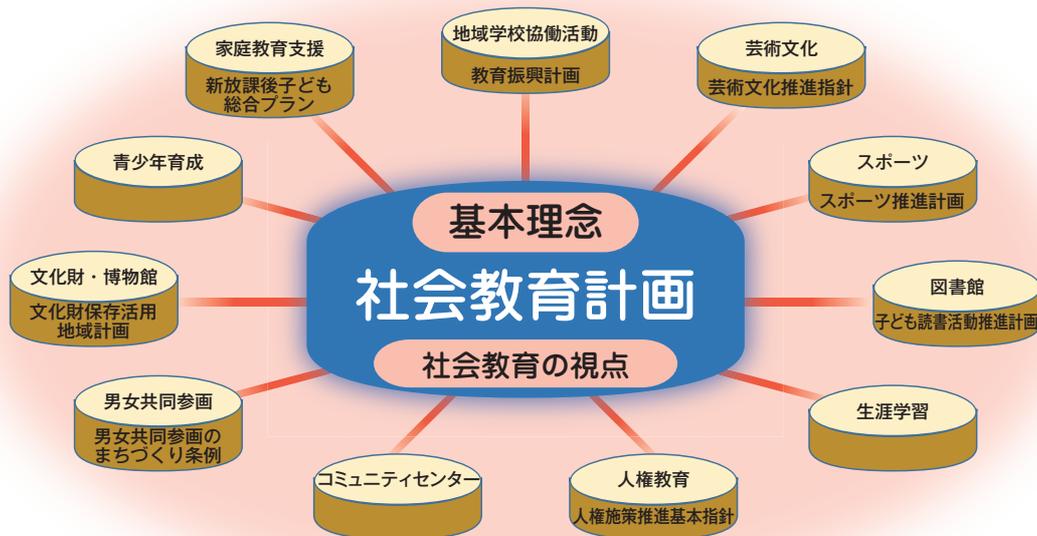
3. 本計画の位置づけ

本市では、本来社会教育行政が実施すべき事業のうち、一般行政に関連が深い事業を補助執行としてきた。補助執行の関係各課は、それぞれが地域課題の解決や行政サービスの向上を目標に方針や計画を策定し、事業評価を行いながら事業を推進しているが、社会教育事業としての事業相互の関係性については、あまり意識されていなかった。

本改訂では、「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に重点化し、近年の社会・地域情勢に鑑み、行政として取り組むべき公共性の高い分野での本市の社会教育を進める上で、拠り所となる理念と目標を示す。その上で、補助執行分野も含め、既存事業について改めて社会教育の視点での見直しを行うこととした。事業相互の関連性や成果の共有を行い、次期改訂には、個別事業について具体的な評価指標を設定する。

また、現在策定中の出雲市総合振興計画及び出雲市教育大綱との整合性を図り、補助執行としている各分野の個別計画については、それぞれの次期改訂において、本計画の理念と成果指標が共有されるよう調整する。

【他の計画との関係図】



- 社会教育計画を「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に重点化する。
- 市民の多様な学び・活動を地域づくりへつなぐ。
- 改めて基本目標を設定する。
- そのために、既存事業を社会教育の視点で見直し、適切な評価指標を設定する。

4. 改訂の背景

(1) 持続可能な社会への転換

平成27年(2015)9月に国連で採択された SDGs⁴(持続可能な開発目標) は、世界が直面する課題を網羅的に示し、全ての人が平和と豊かさを享受できるようにすることをめざす普遍的な行動を求めている。災害の頻発、感染症、気候変動、多様性への対応、貧困、経済や教育の格差などの難しい課題は、世界の課題であると同時に、本市でも起きている身近な課題でもある。

地球規模とも言える課題を自分事として捉え、その解決に向けて自ら行動を起こす力を身につける教育として ESD⁵(持続可能な開発のための教育) も提唱され、新しい 学習指導要領⁶ の前文には、これからの学校には、子どもたちが「持続可能な社会の創り手」となることができるようにすることが求められると明記された。

OECD⁷(経済協力開発機構) は、社会は急激かつ本質的に変化しているとして、環境、経済、社会に関する新たな課題への解決策が必要であり、課題解決に向けて行動に移すことができる人材を育成する教育を求めている。

これからの社会教育は、持続可能な地域社会の実現にむけ、より多様で複雑化する課題と向き合うことのできる人材を育成するための教育を進めなければならない。

(2) 社会教育の必要性の高まり

平成を迎えてしばらくは、成熟社会の中で、生涯学習のまちづくりが盛んに進められた。行政が進める「社会教育」でも個人の要望に即した活動が大きく求められるようになり、趣味・スポーツ・レクリエーションを中心とした学習機会の提供が行われた。

本市においては、平成13年(2001)からそれまで教育委員会が実施してきた社会教育事業を関連する市長部局での補助執行とし、様々な行政サービスと連動させることで、多彩な事業や学習機会を提供し、大きな成果を挙げてきた。

しかし、近年の自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進行、地域の担い手不足など自助・共助の機能を低下させる要素が多くなり、地域社会の維持が困難となってきた。

市民とともに持続可能な地域社会をつくるために、行政の実施する社会教育においては、個人の要望に沿った個人の学びの充実だけではなく、「学びを生かしてどう地域に関

⁴ 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030)までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のこと。

⁵ Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)の略。様々な地球規模の問題を自らの問題として捉え、一人一人が自分にできることを考え、実践していくことを身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のこと。

⁶ 全国どの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程(カリキュラム)を編成する際の文部科学省が定めた基準のこと。

⁷ Organisation for Economic-Co-operation and Development の略で、経済協力開発機構のこと。欧州を中心に、日米など先進35か国が加盟し、世界経済の発展や社会福祉の向上に向けて、調査・研究、提言を行っている。

わるのか」、「いかに地域や社会に貢献できるか」という視点を持った公共に資する学習（＝社会の役に立つ学習）をさらに重視しなければならなくなっている。

そこで改めて「人づくり、つながりづくり、地域づくり」を基本とする社会教育の役割を見直す必要が出てきた。

（3）学校教育の変化

小学校では令和2年度(2020)から、中学校では令和3年度(2021)から全面実施となった学習指導要領には、子どもたちに求められる資質・能力（右図）を社会と共有し連携する「社会に開かれた教育課程⁸」を重視することが示された。

また、地域は、子どもたちに「学んだことを人生や社会に生かそうとする」「実際の社会や生活で生きて働く」「未知の状況にも対応できる」力を与えてくれるとても良い教育の場であるとも示している。

これまでも連携の重要性が言われてきたが、今回の改訂により、子どもたちが、学校の教育課程の中で地域課題を探究的に学べるようにすることや地域の中で学校の学びを生かし、自分の考えや力を発揮して活躍できる場を創り出すことなどの重要性が高まった。

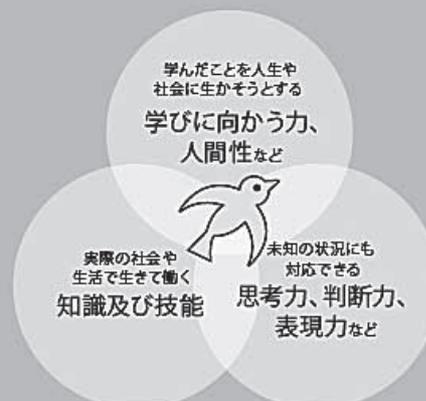
令和4年度(2022)から始まる高校の教育課程では地球規模の諸課題や地域課題を解決する力を育む科目「公共」が必修化された。

こうした学校教育の変化を地域にも理解してもらい、その地域に合った新しい連携の在り方を学校・地域それぞれが模索していかなければならない。

＜学習指導要領抜粋＞

よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

子どもたちに求められる資質・能力



社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、
三つの力をバランスよく育みます。

－新学習指導要領－

⁸ よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められている資質・能力を子どもたちに育もうとする考え方。

(4) 社会教育をめぐる法律等の改正

平成27年(2015)の中央教育審議会⁹の答申で学校と地域の連携・協働の在り方が答申され、「社会に開かれた教育課程」と「学校を核とした地域づくり」が提唱された。

平成29年(2017)には、社会教育法が改正され、地域学校協働活動¹⁰の推進が市町村教育委員会の事務となり、地域学校協働活動推進員¹¹の委嘱もできるようになった。

平成30年(2018)には、中央教育審議会から人口減少時代の社会教育について答申が出され、個人の幸福な人生と持続可能な活力ある社会の実現のための「社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくり、地域づくり」の推進が求められた。

令和2年(2020)に策定された「しまね教育魅力化ビジョン」においても、学校・家庭・地域の連携・協働した学校教育の展開が重要視されている。

いずれにも共通するのは、これからの社会に求められる人材育成という観点と学校教育との連携・協働による地域づくりの必要性である。

近年の社会教育をめぐる法律改正等

H27 答申	・新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた 学校と地域の連携・協働の在り方 の今後の推進方策
H29 法改正	・社会教育法 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律 地域学校運営理事会の努力義務化 地域学校協働活動の推進
H30 答申	・人口減少時代の新しい地域づくりに向けた 社会教育の振興方策 社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進
R2	・しまね教育魅力化ビジョン 家庭・地域と連携・協働した学校教育の展開
R2～	・新学習指導要領スタート 小 R2～、中 R3～、高 R4～

⁹ 文部科学省に置かれた審議会。教育・学術・文化に関する基本的な重要施策について調査・審議し、また建議する。

¹⁰ 幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

¹¹ 地域住民等と学校との連携協力の整備や、地域住民等と学校との情報共有や助言等を行う者。平成29年(2017)の社会教育法改正により、教育委員会は地域学校協働活動推進員を委嘱することができるようになった。

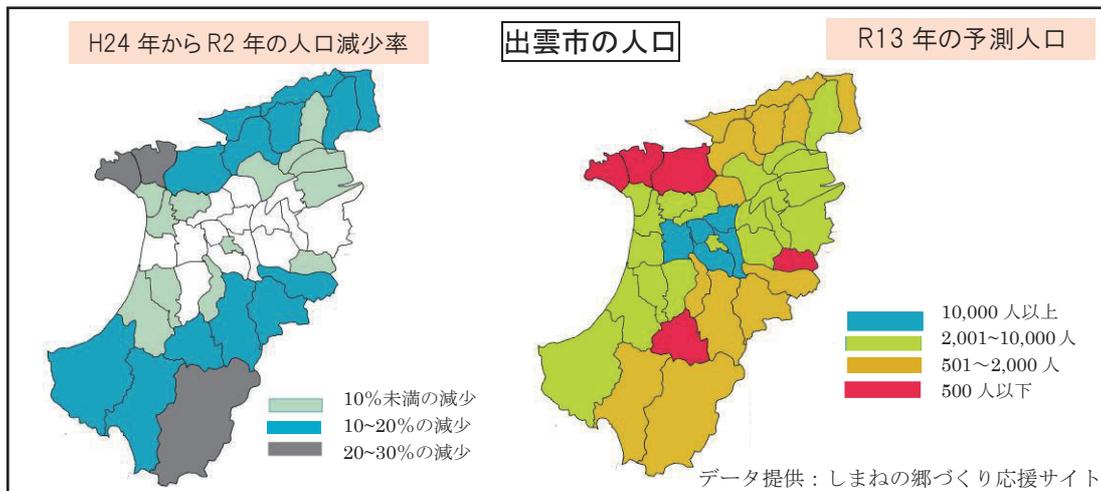
II 本市における社会教育の現状

1. 市民の暮らしを取り巻く変化

(1) 人口減少地域の増加

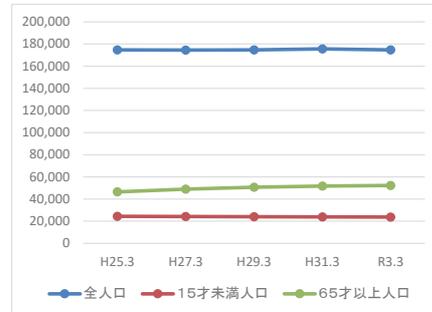
本市の人口は、平成25年(2013)からほぼ横ばいであるが、地区による偏りが大きく、一部地区では急激な減少率となっている。

現在住民の努力で維持されている地域自治の仕組みの維持も困難になることが想定される。行政が広域化とスリム化を同時に進める中で、これまで以上に共助社会づくりを支える行政サービスを進める必要性が高まっている。



住民基本台帳人口の推移

年.月	H25.3	H27.3	H29.3	H31.3	R3.3
全人口	174,702	174,538	174,724	175,593	174,708
その他	103,818	101,338	100,019	99,954	98,682
15才未満人口	24,413	24,206	24,047	23,923	23,746
65才以上人口	46,471	48,994	50,658	51,716	52,280



(2) 多様な個性や価値観への関心の高まり

本市には、出雲で生まれ育った人、UI ターンした人、進学、転勤などを機に出雲に住み始めた人など様々な人が暮らしている。また、外国籍人口の割合が高く、日本語指導が必要な児童生徒数も年々増加傾向にある。

国籍、性別、年齢、障がいの有無などに関わらず、様々な人がそれぞれの価値観、宗教、文化、生活スタイルなどを大切にしながら暮らしている。

多様な個性や価値観に対する理解や関心は高まっているが、日常的な交流の機会が少ないことから、相互理解が図りづらいという課題がある。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2
外国籍人口 ^①	2,473 人	2,931 人	3,143 人	4,169 人	4,986 人	4,638 人
児童生徒数 ^②	95 人	111 人	117 人	156 人	168 人	189 人

データ提供：①住民基本台帳人口（4月末日時点） ②学校教育課調べ（5月1日時点）

（3）情報化による暮らしの変化

情報化の波は、地方に住む私たちの生活にも大きな変化をもたらしている。加えて新型コロナウイルス感染症の拡大はそれを加速させ、急速に ICT¹²環境が整備されつつある。

リモート会議は日常となり、地方においても SNS を活用し、誰でも簡単に情報を入手し、発信もできる時代となった。本市においても、Society 5.0¹³時代にふさわしい出雲を実現するとして「出雲市デジタルファースト宣言¹⁴」を行い、取組を進めている。

こうした変化は、地方での暮らしを便利にする反面、人との直接的な関わりの減少に伴う孤立化を招いてしまう懸念もはらんでいる。

それぞれの社会（日本を想定）を年数で表示

Society1.0	狩猟・採集社会	約 38,000 年間
Society2.0	農耕社会	約 3,000 年間
Society3.0	工業社会	約 140 年間
Society4.0	情報社会	約 30 年間
Society5.0	超スマート社会	? 年間

2. 出雲市の社会教育行政の経緯

本市は、平成13年(2001)旧出雲市において、教育委員会を学校教育の充実に特化させるため、社会教育・生涯学習部門を市長部局での補助執行とした。それ以降、2度の市町村合併においても、この補助執行の体制を維持している。

学齢期の児童生徒を含む青少年施策や図書館については、学校とのつながりと地域とのつながりそれぞれの重要性から、教育委員会で所管した時期もあったが、教育委員会に社会教育を担当する部署はなかった。平成29年度(2017)から、地域全体で子どもたちの成長を支えるための仕組みを構築し、家庭・地域・学校の連携・協働の強化を図るため、島根県教育委員会から社会教育主事の派遣を受け、教育委員会教育政策課に社会教育係を設置した。

¹² Information and Communication Technology(情報伝達技術)の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

¹³ 我が国がめざすべき未来社会の姿のこと。これまでの情報社会(Society4.0)では不十分であった分野横断的な連携を実現し、経済発展と社会問題の解決を両立する人間中心の社会。

¹⁴ 人口減少、少子・高齢化の進行などの社会課題への対応、安全・安心な生活を守るための環境整備、Society5.0時代にふさわしいスマートシティ出雲を実現することで持続可能な都市づくりを推進することを宣言(R2.6.2)。

(1) 補助執行の変遷

時 期	内 容
H13.4	旧出雲市において補助執行開始
H17.3	2市4町合併、旧出雲市以外は社会教育部門を各支所の教育事務所が所管
H20.4	教育事務所を廃止し、図書館を除く社会教育部門を補助執行とする
H22.4	教育委員会に青少年育成課を新設、図書館を補助執行とする
H23.10	斐川町合併、斐川支所に教育事務所を設置し、公民館等を所管
H25.4	斐川地域の公民館をコミュニティセンターとし補助執行とする
H26.4	青少年育成課を廃止し、補助執行とする

(2) 社会教育関係事業の担当課

	社会教育関係事業	課名	推進組織及び計画・関係条例等
市長 部 局 (補 助 執 行)	コミュニティセンター 地域活動	自治振興課	出雲市コミュニティセンター運営協議会 各地区コミュニティセンター運営委員会
	生涯学習	市民活動支援課	出雲市生涯学習委員会議
	男女共同参画		出雲市男女共同参画推進委員会 出雲市男女共同参画のまちづくり条例 出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画
	青少年育成		出雲市青少年育成市民会議 出雲市子ども・若者支援協議会 21世紀出雲市青少年ネットワーク条例
	ボランティア活動		出雲市総合ボランティアセンター運営委員会 出雲市総合ボランティアセンターに集う会
	スポーツ	文化スポーツ課	出雲市スポーツ推進計画 出雲市スポーツ振興審議会 21世紀出雲スポーツのまちづくり条例
	芸術文化		出雲市芸術文化推進指針 出雲芸術文化振興会議 21世紀出雲芸術文化のまちづくり条例
	図書館	出雲中央図書館	出雲市図書館協議会 出雲市子ども読書活動推進計画
	博物館・文化財	文化財課	出雲弥生の森博物館運営協議会 出雲市文化財保護審議会 出雲市歴史文化基本構想 出雲市文化財保存活用地域計画
教育 委員 会	家庭教育支援	子ども政策課 健康増進課 教育政策課	新放課後子ども総合プラン 出雲市子ども・子育て支援事業計画 出雲市健康増進計画 出雲市教育振興計画
	地域学校協働活動	教育政策課	社会教育法 学習指導要領
	科学館	出雲科学館	出雲科学館運営理事会 出雲市教育振興計画
	部 局 市 長	人権教育	学校教育課 人権同和政策課

3. 社会教育の推進状況

(1) コミュニティセンター

コミュニティセンターは、社会教育法に定める公民館機能の拡充強化を図った地域の総合的な市民活動の拠点であり、市民に最も身近な施設である。

市内には43のコミュニティセンターがあり、規模に応じて職員を3人～7人配置しており、年間延べ2万4千弱の団体、延べ70万8千人余りが利用している。

運営に係る経費のほか、自主企画事業費として、規模に応じた事業費が配分され、これらの財源を活用し、利用者や地域団体、学校などと協働しながら、それぞれの地域の特性を生かした活動や、地域の課題解決に取り組んでいる。

コミュニティセンターは、市長部局が所管することで、社会教育施設としての学びの場の提供のみならず、自治協会等、様々な地域組織の事務局も担っている。また、行政と連携した地域づくりへの関わりや地域の災害対策の本部になるなど、役割の幅が広がっている。

小学校との連携は非常に深く、地域住民による学校の教育活動等への支援、協力の連絡調整窓口となっている。一方で、中学校との関わりは少ない場合が多く、高校や大学、青年層と年齢が上がるにつれて関係が希薄になっている。

コミュニティセンターの職員配置状況

職名	配置人数	うち社会教育主事講習修了者数
センター長	43人	7人
チーフマネジャー	42人	8人
マネジャー	105人	8人
臨時職員	11人	0人
計	201人	23人

令和2年度島根県公民館実態調査

コミュニティセンターの利用状況（延べ数）

青少年団体数		成人団体数		高齢者団体数		その他団体数		個人利用	利用者数
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	人数	延べ人数計
1,933	64,137	6,515	165,150	7,629	135,495	7,725	187,153	156,659	708,594

出典：令和2年度島根県公民館実態調査

(2) スポーツ

出雲全日本大学選抜駅伝競走等の大型スポーツイベントやディオッサ出雲FCへの支援など、スポーツツーリズムやシティセールスにも資する事業を実施し、スポーツ振興の枠にとどまらない事業を展開している。

また、市内各地に様々な体育施設があり、市民が気軽にスポーツに取り組むことができるよう適切に維持管理している。

(3) 芸術文化

出雲総合芸術文化祭や出雲芸術アカデミーなどを通して、鑑賞機会、発表機会の充実、芸術文化に接する機会の提供に努め、市民の積極的な参加の機会を創出している。

(4) 図書館

図書館は、地域の情報拠点としての役割を果たすため、旧市町単位に1か所ずつ設置され、7館のネットワークを有効に活用し、業務の効率化とともに、利用者サービスの向上に努めている。近年、スマートフォンやタブレット端末の普及等により、個人貸出冊数は減少傾向にあるが、市町村別の貸出冊数、人口一人当たり貸出冊数は県内トップクラスであり、多くの市民に親しまれている。

今後は、関係行政機関、学校、民間団体等との連携を強化し、多様な学習機会を提供するとともに、地域課題の解決や市民の主体的な活動の支援に資するレファレンス機能の充実など、地域住民のニーズに対応できる情報拠点としてのサービスの充実が求められる。

(5) 文化財

文化財・博物館の分野では、文化財が持つ価値や魅力を伝える博物館展示、歴史学習講座等の開催のほか、発掘調査成果を情報発信する現地見学会を開催し、情報発信と普及啓発を図っている。

「人づくり」では、小・中学校や地域住民を対象とした歴史・体験学習や小学生向けの学習資料を作成し、出雲への愛郷心を育む取組を進めている。また、無形民俗文化財の保存継承の取組として、無形文化財発表会の開催による発表機会の提供や各保持団体への支援を行っている。

「つながりづくり、地域づくり」では、学校や地域へ博物館職員を派遣する出前講座や、各地区コミュニティセンター、文化財関係団体、各学校及び市教育研究会と連携した歴史学習や文化財巡りなどに取り組んでいる。

また、市長部局であることを生かし、政策企画課や観光課とともに、日本遺産、ジオパーク、国立公園満喫プロジェクトの3つのプロジェクトを推進し、文化財を核とした体験プログラムやPRにより国内外からの誘客を図っている。

(6) 青少年育成

各地区に住民により組織された青少年育成協議会があり、コミュニティセンターに事務局を置くことで、地域の他の活動と連携を図るなどそれぞれの特性に応じた活動が展開されている。見守り活動や挨拶運動のほかスポーツや文化活動といった体験活動を通じた世代間交流が図られ、地域で子どもを守り育てるという機運醸成も行われている。

困難を抱える子ども・若者の支援¹⁵は、幼少期から39歳までと年代も広く、不登校、ひきこもりや障がい、就労に関わるものなど広範囲であることなどから、市長部局で担当することで、長期にわたる支援を関係課と連携しながら行っている。

¹⁵ 39歳までを対象年齢とする子ども・若者育成支援推進法に基づき支援を行っている。

(7) 家庭教育支援

保護者が子育てについて語り合い交流し、親としての役割や子どもとの関わり方を学ぶ「親学プログラム¹⁶」の実践を、幼稚園や保育所、小学校などの保護者研修会等を中心に年間30回程度実施している。地域住民がファシリテーター¹⁷となり実施する形をとっており、ファシリテーターの養成講座も定期的実施している。

また、市内には、39か所の子育てサークルがあり、定期的な交流の場が設けられている。子育て支援センターも10か所設置し、乳幼児を持つ保護者の拠点として、親子の遊びの場の提供と保護者の交流や子育て相談の場として活用されている。



(8) 生涯学習の推進と市民活動支援

市民の自発的・選択的な学習を支援するため、関係課や放送大学、島根大学などと連携した講座の実施などを通じ生涯学習の推進を図っている。生涯学習指導員を配置し、地域における課題解決をテーマとした講座の実施などにより、行政が行う社会教育としての意図的な教育が実施されている。

また、出雲市総合ボランティアセンターの運営や市民団体の支援をはじめ、特定の地域にとどまらない幅広い市民の活動を支援している。

これらにより、市民のボランティア意識の高揚が図られたり、災害の際のボランティア活動の体制が敷かれたりするなど、市民との協働が図られるようになった。

(9) 地域学校協働活動

本市では、早くから地域学校運営理事会¹⁸が全ての小・中学校で組織され、学校運営にも地域が関わりを持っている。学校は、これまでも地域の教育資源を生かした教育や、地域の中にある子どもの学びの場と学校教育との連携を図ってきた。

小学校では、朝夕の見守りをはじめ、読み聞かせやふるさと教育、校外学習など様々な場面で地域の方との関わりが深く、また地域でも青少年育成協議会やコミュニティセンターの自主企画事業などで小学生向けの事業は盛んに行われ、様々な体験を通じてその育ちを支えてきた。

一方、中学校では、授業における地域との関わりは少なくなる。職場体験などで地域に出かけたり、部活動で地域の清掃ボランティア活動を行ったりする例もあるが、小学校に比べると少ない。地域側も中学生に対する働きかけは少ない。

¹⁶ 参加者同士が交流し、ともに活動することを通して、親としての役割や子どもとの関わり方を学ぶ参加型学習プログラムのこと。

¹⁷ 参加者の積極的な参加を促し、参加者相互のコミュニケーションを円滑にする進行役。

¹⁸ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5で規定されている「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議」する小・中学校における機関のこと。各校15人以内の理事を教育委員会が任命している。

また、学校の教育活動と地域の取組のスケジュール感や目的・思いの違いによる行き違い、担い手の高齢化や授業時数の変更などにより継続が困難になるなどの課題も見える。

こうした状況から、幅広い地域住民などの参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する「地域学校協働活動」の推進が求められている。

教育委員会では令和2年度(2020)から地域と学校の連携の促進と調整を目的とした地域学校協働活動推進員の設置を進めている。

(10) 人権教育

「出雲市人権施策推進基本方針」に基づき、同和教育問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決を図るため、同和教育啓発指導員を配置し、市民に対する人権教育・啓発を推進している。

また、市内の多様な団体が連携・協力して人権教育・啓発が推進されるよう、地域、学校、各種団体及び行政機関からなる出雲市同和教育・啓発推進会議への支援を行っている。

地域においては、各地区同和教育推進協議会の取組を支援するとともに、「出雲市同和教育研究指定事業」により、毎年4地区を指定し、地域ぐるみの取組を推進している。

(11) その他

これらの分野のほかにも、環境問題、健康づくり、交通安全、防災など補助執行か否かに関わらず、関係各課は、それぞれの所管する分野に関する課題解決や周知・普及・啓発のために市民を対象とした事業や講座を開催している。

まとめ

このように、長く社会教育を市長部局の補助執行としてきたことで、市長部局の施策との連携が図られ、活動の幅が広がり、活発な事業が展開されている。しかし、社会教育の基本である「人づくり、つながりづくり、地域づくり」の視点で事業間の連携を図ったり、事業を振り返ったりする機会は少ない現状にある。

市民とともに持続可能な地域社会をつくっていくために、これらの活動やその成果を地域課題の解決に向けた動きへつなげていく必要がある。



4. 本市の社会教育に求められること



(1) 暮らしの変化に対応した地域づくりの支援

一部地区では人口減少が著しく、これまで通りのやり方では、暮らしの維持が困難な状況も出始めている。中山間地域を中心に、高齢化に伴う地域づくりの担い手不足が深刻になっている。

一方で、仕事中心の生活を行っている現役世代は、地域の中で人間関係をつくり、活動することへのハードルが高くなる傾向も見られる。また、外国籍住民の増加やライフスタイルの多様化などによる課題は、地域でのつながりがなく、理解し合う機会が少ないことから生じることも多い。

このような状況で、持続可能な地域づくりを進めていくためには、誰もが参加しやすく、ともに地域に暮らす一員としてのつながりづくりができる機会を意図的に設けることが必要である。多様性が尊重され、寛容性のある関わりの中で、誰もがそれぞれの個性を生かせる地域となるよう、組織の在り方や運営の仕方などの検討を行うことも必要である。



(2) 社会教育の視点を大切にした事業の実施

前述のとおり、補助執行を行うことで市民の活動の幅が広がり、数も増加したが、社会教育の基本である「人づくり、つながりづくり、地域づくり」に対する意識が薄れている部分も見られる。

本計画では、参加者同士が交流したり、次の活動につながる意欲を喚起したりしながら、共助社会に向けた人づくりや地域づくりを意図した働きかけを行うこと、またそうした意図を持った運営の仕方を“社会教育の視点”と呼ぶ。行政や地域で行われる様々な活動が社会教育の視点でつながり、地域課題に対応する柔軟で発展性のある地域づくりが可能となるために、この視点の普及が求められる。

SDGs の目標



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る



住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

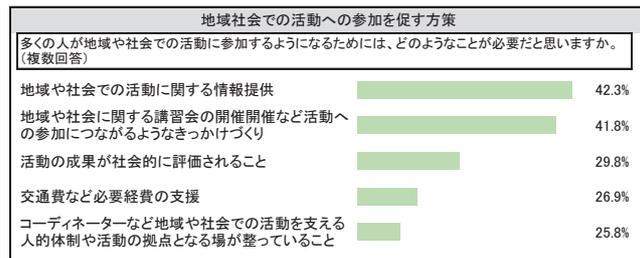
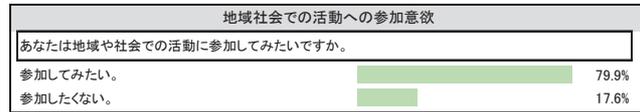


(3) 社会教育の場としてのコミュニティセンター機能の向上

世論調査結果では、地域活動に参加してみたい人は8割近くにのぼり、情報提供・きっかけづくりを求める人がそれぞれ4割を超えている。

地域の担い手不足が深刻化する中であって、貸館の利用者も含め、年間70万人が利用するコミュニティセンターが、社会教育の視点を持って住民と関わり、働きかけ、地域活動に巻き込み、地域課題を共有することができれば、共助社会に向けた地域づくりを担う人づくりの基盤ができる。

コミュニティセンター職員には、社会教育を推進していく上で、更なる専門性の向上が求められる。



内閣府 世論調査 平成30年7月調査



(4) 学校との連携による地域の教育力の向上

小学校で盛んな児童と地域との関わりが、中学校では少なくなる傾向がみられる。地域は、学校の教育課程や部活動の取組の実態が分からず、そもそも中学生が地域活動に参加することは困難であると認識している傾向も見られる。

学校と地域との連携・協働した取組は、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材を育成する役割を担っている。また、子どもの育ちを支える活動は、子どもを育てることだけにとどまらず、大人たちを地域活動に結び付ける際の求心力ともなる。例えば、これまで地域活動に関わってこなかった退職者世代や、地域との関わりが薄い保護者世代であっても、「子どものため」であれば協力しやすい。

このように子どもを核とした地域学校協働活動が、次世代の地域・社会の担い手づくりにつながる重要な取組であることの認識を、地域住民をはじめ学校の教職員にも広め、組織的・継続的な取組を推進していく必要がある。

そのためにも、全ての小・中学校に設置されている地域学校運営理事会において、学校だけでなく地域の中でも子どもの育つ活動を創り出す地域学校協働活動の取組等について定期的に協議が行われ、地域や学校の実態に合った活動が展開されることが求められる。

Ⅲ 社会教育の体系

1. 基本理念

社会教育は、個人の要望や社会の要請に応え、社会において行われる教育であり、社会教育行政の役割は、そのための条件整備及び環境醸成を図ることを通して、社会教育を奨励することである。

これからの本市の社会教育行政は、持続可能な地域づくりをめざし、社会や地域の状況を踏まえながら、市民の活動が「人づくり、つながりづくり、地域づくり」へと展開するように支援していくことが重要である。

中間見直しである今回の改訂においては、現計画の基本理念「学びの循環の推進」、「市民誰もが主役」、「ネットワーク型社会の推進」の3つの柱を継続することとする。

基本理念

○学びの循環の推進

市民一人一人が主体的に学び、学びを通して他者と関わりつながることによって、学ぶことへの意欲を高めるとともに、学びの成果を次の学びにつなげること。

○市民誰もが主役

市民が集い語り学び合うことで、社会や地域への関心を高め、多様な地域課題を解決する主体として行動しようとする事。

○ネットワーク型社会の推進

市民一人一人がそれぞれの役割や学びの成果を生かし、他者とつながり、共通の目標に向かって連携・協働していくこと。



2. 基本目標

社会や地域の実態及び「本市の社会教育に求められること」を踏まえ、基本理念の具現化に向けて、2つの基本目標を設定した。



基本目標 1 <人づくり>

地域に関心を持ち、地域課題解決に向け、役割を果たそうとする人づくり

生涯学習や地域活動から得た学びを通して、地域に関心を持つ市民を増やし、主体者として地域社会を支えようとする意識と実践力を高める取組を推進する。

市民一人一人が、学びや地域活動を通して、地域への関心を高め、地域を担う主体者としての当事者意識を持つこと、学びの成果を生かして多様な地域課題の解決に向けて行動していくことをめざす。



基本目標 2 <つながりづくり>

子どもの育ちを核とした、多様な他者と連携・協働しようとするつながりづくり

子どもの育ちに関わることを通して、市民がそれぞれの力や学びの成果を発揮しながら、多様な他者との連携・協働を進める取組を推進する。

大人が子どもの育ちに関わることは、そこに関わる大人たちが新しいつながりをつくり、信頼関係を結び、持てる力を発揮する場にもなる。子どもを核としたつながりを創り出すことで、地域の将来を担う子どもたちの育成を図るとともに、大人が地域の担い手として育つこともめざす。

3. 目標達成のために期待する役割

【一人一人の市民】

- ・ 地域活動・地域行事や各種生涯学習活動に参加する。
- ・ 地域や地域課題、子どもの育ちや学校の活動に関心を持ち、関わろうとする。
- ・ 様々な価値観や生活スタイル、個性を持った住民がいることを理解する。
- ・ 子どもの育ちに多様な大人が関わることの必要性・有用性を理解する。
- ・ 地域や多様な他者のために自らの学びの成果を生かそうとする。

【子育て中の家庭】

- ・子どもが地域の活動に参加することの必要性・有用性を理解し、参加を後押しする。
- ・保護者自身が地域活動に積極的に参加し、役割を果たしている姿を子どもに見せる。
- ・子育てに関する様々な考え方や思いがあることを保護者や地域住民が理解し合い、協力し合う。

【地域にある様々な組織・団体】

- ・地域の実態や住民のニーズ等をきめ細かく把握する。
- ・地域活動や行事、学習活動等を社会教育の視点で見直す。
- ・誰でも参加しやすい学びや活動の機会を提供し、その成果を生かせる場を提供する。
- ・年齢、性別、国籍や障がいの有無などに関係なく、誰でも地域の担い手となって活躍できるよう、過去にこだわらず組織や運営方法などを見直す。
- ・地域で子どもを育てることの重要性を理解し、子どもたちが地域で活動できる機会を意図的に設計する。
- ・小・中学校の学びが高校や大学等、さらに社会人となっても継続できるようつながりづくりを行う。

【行政】

- ・生涯学習や地域活動への市民の関心を高め、参加を促す環境整備と働きかけを行う。
- ・地域の実態や課題を把握し、市民に学びの機会を提供し、その学びをいかせる地域活動につなぐ。
- ・補助執行の各計画に社会教育の視点を取り入れ、既存事業を見直す。
- ・高校や大学、NPO、企業、団体等と連携し、新たな地域活動の担い手を育成する。
- ・子どもに関する事業を行う団体等に対し、発達段階に応じた地域活動の在り方や社会教育の視点について啓発を行う。
- ・社会教育の視点の普及と子どもの育ちを地域で支えることの必要性の啓発を行う。

【学校】

- ・地域学校運営理事会等を通じて、地域と学校がめざす子ども像を共有する。
- ・地域とともにある学校について理解し、社会に開かれた教育課程を推進する。
- ・地域と積極的に関わろうとする児童生徒を育成する。
- ・地域と子どもが関わることの重要性について保護者の理解を図る。

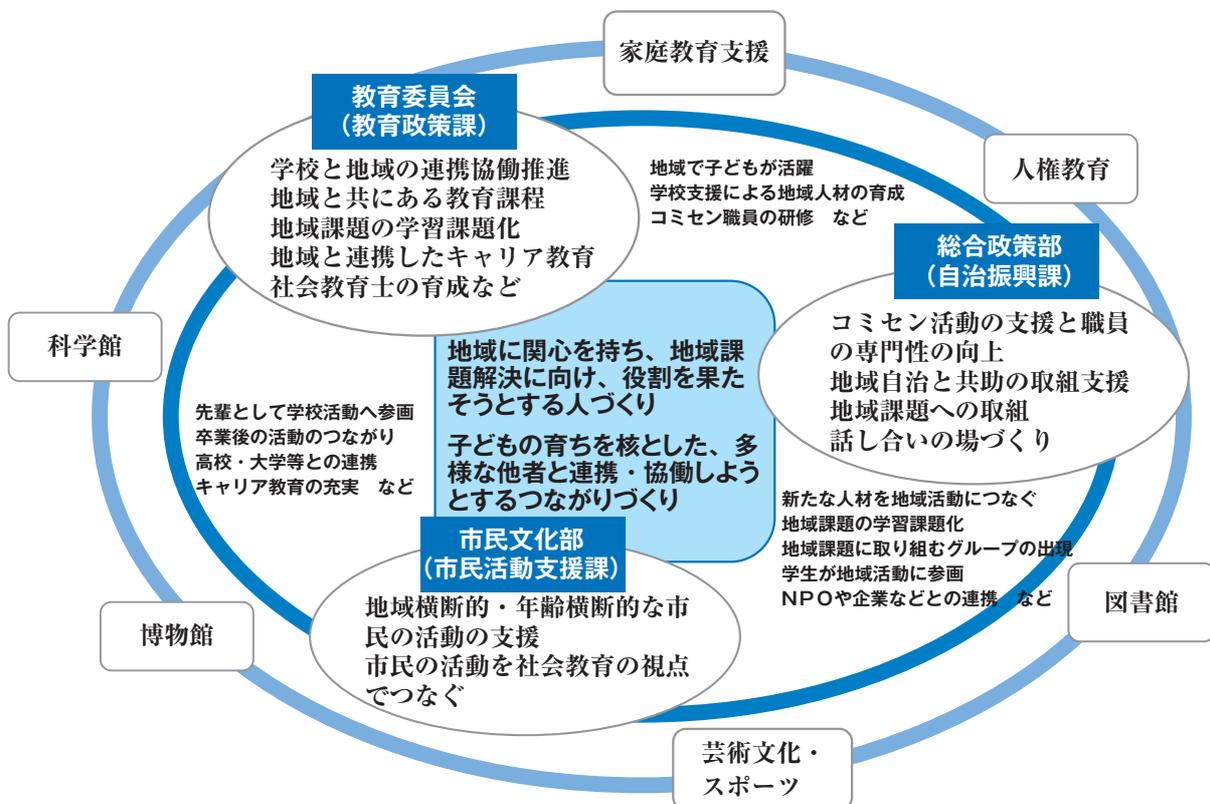
IV 計画を進めるための基盤整備

次期改訂までの2年間で「社会教育計画を進めるための基盤整備の期間」と位置づけ、行政内部の連携体制を強化し、社会教育の視点の普及とそれを担う人材育成を行うとともに、適切な評価指標を設定するための実態把握を行う。

1. 社会教育を推進する体制の整備

多様な地域課題の解決に向け、社会教育関係事業を担当する行政内部の連携を強化する。

特に、社会教育の中心課題である、人づくり、つながりづくり、地域づくりの分野を所管する教育政策課、自治振興課、市民活動支援課の3課については、それぞれの所管する分野において、地域での連携・協働が進むよう行政内部での連携関係を構築する。



2. 社会教育の視点の普及

人づくり、つながりづくり、地域づくりを目的とした事業やイベントを計画する際に、留意すべきことや何をすればよいのか、何をすればどうなるのかといった具体的なことが、関係各課の行政担当者を始め、地域住民や地域団体にも分かりやすく周知し、普及を図る。

次期改訂において人づくり、つながりづくり、地域づくりを目的とした事業を評価できるよう、関係各課や地域で行ってきた既存の事業やイベントを社会教育の視点で評価し改善することを働き掛ける。

3. 計画策定の基礎となる活動実態の把握

令和5年度(2023)に着手する令和6年度(2024)からの社会教育計画において、より具体的な計画を策定できるよう、令和4年度(2022)、5年度(2023)において、社会教育の視点で実態把握を行う。

- 地域における活動の実態把握
- 若い世代の地域活動への参画状況等の把握
- 地域での子どもの育ちを支える活動の実態把握

4. 社会教育を進める人材育成

(1) コミュニティセンター職員の専門性の向上

公民館がコミュニティセンターとなって久しいが、職員の中には、社会教育士の資格を取るために講習に参加するなど、社会教育のプロとして研鑽を続ける者も多い。

誰もがより豊かな人生を送ることができる地域づくりを推進するためには、社会教育の視点を持ったコミュニティセンター職員の地域住民に対する日々の働きかけが重要である。

コミュニティセンター職員一人一人が、より高いコーディネート力や、地域での話し合いのファシリテート力、事業の企画力を発揮できるよう、社会教育士の資格取得も含め、職員のスキルアップを支援する。

また、コミュニティセンター職員の専門性を向上させるため、教育委員会の社会教育主事が研修やOJT¹⁹の支援をすることができる体制も整え、地域住民の主体的な意識を醸成し、新しい動きにつなげていくことができるよう支援を行う。

(2) 地域学校協働活動推進員のスキルアップ

地域総がかりで子どもたちの育ちを支える仕組みづくりを目的とした、地域学校協働活動推進員のスキルアップをねらい、定期的実施している連絡会での情報交換や、関連する各種研修会への参加を促す。そして、地域学校協働活動推進員が社会教育の視点を持って地域で活動することにより、地域活動での社会教育の視点の普及を図る。

¹⁹ On the job Training の略で、職場での実践を通じて業務遂行に必要な知識や能力、技術などを身につける育成手法。

資料

●教育基本法<抜粋>

(教育の目的)

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- (2) 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- (3) 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- (4) 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- (5) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

●社会教育法<抜粋>

第1章 総則

(法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において社会教育とは、学校教育法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- (1) 社会教育に必要な援助を行うこと。
- (2) 社会教育委員の委嘱に関すること。
- (3) 公民館の設置及び管理に関すること。
- (4) 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- (5) 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- (6) 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- (7) 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- (8) 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- (9) 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- (10) 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれら

の奨励に関すること。

- (11) 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
 - (12) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
 - (13) 主として学齢児童及び学齢生徒に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
 - (14) 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - (15) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
 - (16) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
 - (17) 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
 - (18) 情報の交換及び調査研究に関すること。
 - (19) その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務。
- 2 市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第9条の7第2項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

(地域学校協働活動推進員)

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第4章 社会教育委員

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する
特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指
導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、
当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準につい
ては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第5章 公民館

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術
及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化
を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第21条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団
法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法
律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

(1) 定期講座を開設すること。

(2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

(3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

(4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

(5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

(6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

(1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させそ
の他営利事業を援助すること。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持
すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を
支援してはならない。

●地方教育行政の組織及び運営に関する法律<抜粋>

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1)～(11) 省略

(12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。

(13) スポーツに関すること。

(14) 文化財の保護に関すること。

(15)～(19) 省略

●地方自治法<抜粋>

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第202条の4第2項に規定する地域自治区の事務所、第252条の19第1項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

●出雲市教育委員会基本規則<抜粋>

(事務の委任等)

第5条 教育委員会は、法第25条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長部局の職員に補助執行させるものとする。

(1) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。ただし、出雲科学館が実施するものは除く。

(2) 幼稚園に関すること。ただし、教育政策課、学校教育課及び教育施設課が実施するものは除く。

(3) スポーツに関すること。

(4) 文化財の保護に関すること。

(5) 図書館に関すること。

●学習指導要領(平成29年告示) 前文<抜粋>

教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる次の目標を達成するよう行われなければならない。

1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養

うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓ひらき、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。このために必要な教育の在り方を具体化するの、各学校において教育の内容等を組織的かつ計画的に組み立てた教育課程である。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。

●平成27年共助社会づくり懇談会報告 共助社会の推進について（要約）〈抜粋〉

人口減少・少子高齢化が急速に進み、都市部を中心に人間関係や地縁的なつながりの希薄化が指摘されている現在では、住民のみで従来のような地域での支え合いを求めることは難しいのが実情である。

こうした中で、NPO等、企業、ソーシャルビジネス事業者、金融機関、教育機関、行政などの様々な主体による地域課題解決のための活動参加が見られるようになり、共助社会づくりの担い手は多様化している。今後も一層多様な担い手の参画と、活動の活発化が期待される。共助社会においては、このような多様な担い手が相互に連携しながら住民を支え、また住民自身も担い手の一人として、自身の価値観や生活状況などに応じた活動参画を選択していくことが必要である。

特に、これまで地域に居場所を見出だせなかった若者や、孤立しがちな高齢者、声を上げにくかった女性等が、地域における共助社会づくりに受け身ではなく、主体的に参加することが重要である。彼らが地域に活躍の機会や場所を持つようになることで、これまで届くことのなかった声なき声が地域コミュニティに反映され、地域の活力が高まるとともに、新たな人々の「つながり」が生まれ、新たな地方の創生につながるものと期待される。さらに、人と人とのつながりやコミュニティ力が、地域の強靱化や活性化の基盤となるとともに、あらゆる人が生きがいをもって社会で活躍することが、一人ひとりの生活を生き生きとしたものにさせ、それがひいては我が国の力強い成長の実現にもつながっていく。

このような観点から、目指すべき共助社会の姿は、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作りに上げていく社会」であると考えられる。

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
(答申のポイント)

(平成27年12月21日中央教育審議会答申)

第1章 時代の変化に伴う学校と地域の在り方

<教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性>

- ◆ 地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘。また、学校が抱える課題は複雑化・困難化。
- ◆ 「社会に開かれた教育課程」を柱とする学習指導要領の改訂や、チームとしての学校、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。
- ◆ これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要がある、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

<これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿>

地域とともにある学校への転換	子供も大人も学び合い育ち合う教育体制の構築	学校を核とした地域づくりの推進
<ul style="list-style-type: none"> ■ 開かれた学校から一歩踏み出し、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」に転換。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進。

第2章 これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策

<これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方>

(コミュニティ・スクールの仕組みとしての学校運営協議会制度の基本的方向性)

- ◆ 学校運営協議会の目的として、学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化する必要。
- ◆ 現行の学校運営協議会の機能（校長の定める学校運営の基本方針の承認、学校運営に関する意見、教職員の任用に関する意見）は引き続き備えることとした上で、教職員の任用に関する意見に関しては、柔軟な運用を確保する仕組みを検討。
- ◆ 学校運営協議会において、学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進していく仕組みとする必要。
- ◆ 校長のリーダーシップの発揮の観点から、学校運営協議会の委員の任命において、校長の意見を反映する仕組みとする必要。
- ◆ 小中一貫教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校について一つの学校運営協議会を設置できる仕組みとする必要。

(制度的位置付けに関する検討)

- ◆ 学校が抱える複雑化・困難化した課題を解決し子供たちの生きる力を育むためには、地域住民や保護者等の参画を得た学校運営が求められており、コミュニティ・スクールの仕組みの導入により、地域との連携・協働体制が組織的・継続的に確立される。
- ◆ このため、全ての公立学校がコミュニティ・スクールを目指すべきであり、学校運営協議会の制度的位置付けの見直しも含めた方策が必要。その際、基本的には学校又は教育委員会の自発的な意志による設置が望ましいこと等を勘案しつつ、教育委員会が、積極的にコミュニティ・スクールの推進に努めていくよう制度的位置付けを検討。

<コミュニティ・スクールの総合的な推進方策>

- ◆ 国として、コミュニティ・スクールの一層の推進を図るため、財政的支援を含めた条件整備や質の向上を図るための方策を総合的に講じる必要。
 - 様々な類似の仕組みを取り込んだコミュニティ・スクールの裾野の拡大
 - 学校の組織としての総合的なマネジメント力の強化
 - 学校運営協議会の委員となる人材の確保と資質の向上
 - 地域住民や保護者等の多様な主体の参画の促進
 - コミュニティ・スクールの導入に伴う体制面・財政面の支援等の充実
 - 幅広い普及・啓発の推進
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンと推進目標の明確化、知事部局との連携・協働、全県的な推進体制の構築、教職員等の研修機会・内容の充実、都道府県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進など
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンと推進目標の明確化、首長部局との連携・協働、未指定の学校における導入等の推進など

第3章 地域の教育力の充実と地域における学校との協働体制の在り方

<地域における学校との協働体制の今後の方向性> 「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

- ◆ 地域と学校がパートナーとして、共に子供を育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域の教育力を向上し、持続可能な地域社会をつくることが必要。
- ◆ 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として積極的に推進することが必要。
- ◆ 従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動をベースに、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から「総合化・ネットワーク化」を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展させていくことが必要。
- ◆ 地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動（より多くの地域住民の参画）、③持続的な活動の3要素が必須。

地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に、全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す

- ◆ 都道府県・市町村において、それぞれの地域や学校の特色や実情を踏まえつつ、地域学校協働活動を積極的に推進。国はそれを総合的に支援。
- ◆ 地域住民や学校との連絡調整を行う「地域コーディネーター」及び複数のコーディネーターとの連絡調整等を行う「統括的なコーディネーター」の配置や機能強化（持続可能な体制の整備、人材の育成・確保、質の向上等）が必要。

<地域学校協働活動の総合的な推進方策>

- ◆ 国：全国的に質の高い地域学校協働活動が継続的に行われるよう、制度面・財政面を含めた条件整備や質の向上に向けた方策の実施が必要。
 - 地域学校協働活動推進のための体制整備の必要性及びコーディネーターの役割・資質等について明確化
 - 各都道府県・市町村における推進に対する財政面の支援
 - 都道府県、市町村、コーディネーター間の情報共有、ネットワーク化の支援 等
- ◆ 都道府県教育委員会：都道府県としてのビジョンの明確化・計画の策定、市町村における推進活動の支援、都道府県立学校に係る活動体制の推進 等
- ◆ 市町村教育委員会：市町村としてのビジョンの明確化・計画の策定、体制の整備、コーディネーターの配置、研修の充実 等

第4章 コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的・効果的な推進の在り方

- ◆ コミュニティ・スクールと社会教育の体制としての地域学校協働本部が相互に補完し高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

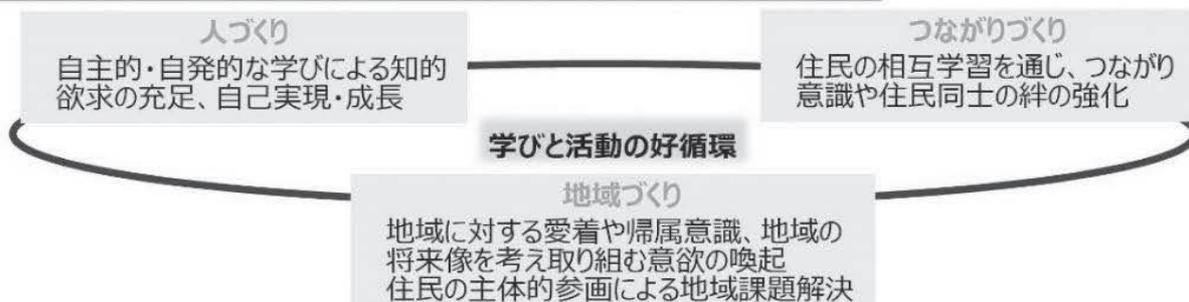
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～」

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

- | | | |
|--|--|--|
| <p>住民の主体的な参加のためのきっかけづくり</p> <p>社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化</p> | <p>ネットワーク型行政の実質化</p> <p>社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働</p> | <p>地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍</p> <p>学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し</p> |
|--|--|--|

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりを動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等とを一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

社会教育計画策定委員会 委員名簿

任期：令和3年7月28日～令和4年3月31日

区 分	氏 名	主な役職等
学識経験者	清國祐二	独立行政法人教職員支援機構つくば中央研修センター長 元香川大学生涯学習センター長・教授 元島根大学助教授
家庭教育関係者	濱田満明	放課後子ども教室コーディネーター 国富地区青少年育成協議会会長
社会教育関係者	打田祥一	島根県社会教育委員 出雲市コミュニティセンター長会会長
	久家 彰	島根県スポーツ推進員協議会会長 出雲市スポーツ推進委員協議会会員 出雲市生涯学習委員
	堀西雅亮	島根県外国人地域サポーター 出雲市教育政策審議会委員 出雲市生涯学習委員
	森山睦子	島根県社会教育委員連絡協議会副会長 出雲地区社会教育委員・生涯学習委員連絡協議会副会長 出雲市生涯学習委員
学校関係者	原田 尚	出雲市立灘分小学校 校長
	松岡祐子	出雲市立稗原小学校 校長

事務局

教育政策課 課長	常松 博雄
教育政策課 社会教育係 係長	森脇 淳志
市民活動支援課 生涯学習係 係長	星野 健一
自治振興課 コミュニティセンター係 係長	永見 幸信
教育政策課 社会教育係 主任	福間 淳子
教育政策課 社会教育係 主任	加藤 泰寛